

県発注工事における社会保険等加入対応に関する取扱い Q&A

平成30年1月1日から運用する静岡県発注建設工事における社会保険等加入対応に関する取扱いについて、よくいただく質問をまとめましたので、参考としてください。

Q1 「社会保険未加入建設業者」とは？

A1 社会保険等未加入建設業者とは、法令に基づいて企業に加入が義務づけられている健康、厚生年金、雇用の各保険(社会保険等)に未加入の建設業許可を有する建設業者を指します。

Q2 発注者は「社会保険未加入建設業者」に該当するかどうかはどうやって確認するのか？

A2 施工体制台帳(再下請通知書等も含む)の健康保険等の加入状況によって確認を行い、いずれか1つでも「未加入」があれば、社会保険等未加入建設業者として取り扱われます。

Q3 社会保険等未加入対策を行うのはなぜか？

A3 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定、平成26年9月30日改正)」において、建設業法その他工事に関する諸法令を遵守しない企業等を「不良・不適格業者」と位置付け、社会保険等未加入建設業者に関しても、下請負人も含めてその排除を図ることが要請されています。
そのため、県では、建設業許可権者及び公共工事の発注者として、建設業の健全な発展を促進する観点から、建設業許可等の手続きや公共工事の発注において、社会保険等未加入対策を行っているものです。

Q4 社会保険等に加入しなければならない対象者は？

A4 原則として以下の場合には保険の適用事業所となります。ただし、会社の事業所により異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。
(保険の種類→適用事業所の要件)
○雇用保険→労働者を一人以上雇用する事業所(所管行政庁:ハローワーク)
○健康保険と厚生年金保険→全ての法人事業所もしくは常時5人以上の従業員のいる事業所(所管行政庁:年金事務所)

Q5 平成29年12月末までに契約が行われ、平成30年1月1日以降も施工中である工事において、2次以下の下請負人に社会保険等未加入の者がいた場合、適用対象になるのか？

A5 今回の2次以下の下請負人が社会保険加入強制の適用対象となるのは、平成30年1月1日以降に契約が行われる工事のため、ご質問の場合は対象外となります。

Q6 「未加入」と「適用除外」との違いは何か。「適用除外」であっても対象となるのか？

A6 下請契約の相手方とできないのは「社会保険等の加入届出の義務がありながらそれを履行していない、建設業許可を受けた建設業者」となります。社会保険等の加入届出の義務のない者は「適用除外」とし、社会保険等未加入建設業者となりません。

Q7 社会保険等のうち「適用除外」の項目が1つでもあれば対象とならないか？

A7 社会保険等の加入届出の義務がありながらそれを履行していないものがあれば、下請契約の相手方にはできません。よって、「適用除外」が1つあっても、他にいずれか1つでも「未加入」があれば、社会保険等未加入建設業者として取り扱われます。

Q8 社会保険等未加入建設業者が、施工体制台帳等の確認後に「適用除外」となって、社会保険等未加入建設業者でなくなった場合は、どのように取扱うか？

A8 従業員数の減少などで、社会保険等の適用除外事業所となった場合は、その内容が確認できる書類を発注者に提出してください。ただし、下請契約の契約時点で「一次」下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合は、ペナルティの対象となります。

Q9 健康保険について、建設国保組合などの国民健康保険組合に入っている人も協会けんぽに入り直す必要があるのか？

A9 協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われ、社会保険等未加入対策上、改めて協会けんぽに入り直すことは求められていません。

Q10 下請負人が社会保険等の加入状況を偽り、施工体制台帳に誤った記載をしてしまった場合でも、元請負人の責任が問われるのか？

A10 受注した工事の施工に従事する下請負人の選任については、元請負人が不誠実な下請負人を選定しないよう注意し、最終的に責任を負うべきものです。元請負人が特定建設業者である場合は、下請負人が建設業法等を遵守するよう指導に努めなければならないものとなっています。特にペナルティの対象となる、一次下請負人の社会保険等の加入状況については、元請業者が施工体制台帳作成時にどのように確認したのか、県が調査を行い、故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、元請業者は施工体制台帳の虚偽記載に基づく処分の対象となる場合があります。